

知多中部広域事務組合消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月22日

知多中部広域事務組合

管理者半田市長 榊原純夫

知多中部広域事務組合規則第3号

知多中部広域事務組合消防法等施行細則の一部を改正する規則

知多中部広域事務組合消防法等施行細則（昭和50年知多中部広域事務組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 条例の施行（第7条―第13条）」を「第3章 条例の施行（第7条―第13条の3）」に改める。

第7条の2の次に次の2条を加える。

（指定の通知）

第7条の3 条例第42条の2第3項に定める指定催しの指定通知は、指定催しの指定通知書（様式第4号の3）によるものとする。

（計画の届出）

第7条の4 条例第42条の3第2項に定める火災予防上必要な業務に関する計画の届出は、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（様式第4号の4）によるものとする。

第13条の次に次の2条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第13条の2 条例第48条の2第3項に規定する公表の対象となる防火対象物は、令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、

（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第48条の2第3項に規定する公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手續)

第13条の3 条例第48条の2第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表の対象となる防火対象物の所在する市町（以下「該当市町」という。）及び知多中部広域事務組合のホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) その他消防長が必要と認める事項

3 消防長は、第1項の公表をした違反が是正されたことを確認した場合は、当該違反に係る内容を、該当市町及び知多中部広域事務組合のホームページから削除するものとする。

様式第4号の2の次に次の2様式を加える。

(別紙のとおり)

様式第4号の3（第7条の3関係）

指定催しの指定通知書

第 号

年 月 日

様

知多中部広域事務組合

消防長

印

知多中部広域事務組合火災予防条例第42条の2第3項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催しの名称	
催しの開催期間	

- 教示
- この指定について不服がある場合は、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知多中部広域事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
 - この指定については、上記1の審査請求のほか、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、知多中部広域事務組合を被告として（訴訟において知多中部広域事務組合を代表する者は知多中部広域事務組合管理者となります。）、指定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、指定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
 - ただし、上記の期間が経過する前に、この指定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや指定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの指定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや指定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし第13条の次に2条を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。